

## 所得状況届・現況届の提出は忘れなく

次の手当の受給者(受給資格者)は毎年「所得状況届」または「現況届」を提出することになっています。必ず期限内に手続きをしてください。

| 対象手当          | 受付期間                                              | 受付場所                    |
|---------------|---------------------------------------------------|-------------------------|
| 児童扶養手当        | 8月3日(月)～31日(月)<br>※8月23日(日)の午前中は、開庁して現況届の受付を行います。 | 半田市役所<br>(1階)<br>多目的ルーム |
| 愛知県遺児手当       |                                                   |                         |
| 半田市遺児手当       |                                                   |                         |
| 愛知県在宅重度障がい者手当 | 8月11日(火)～<br>9月10日(木)                             | 半田市役所<br>(1階)<br>地域福祉課  |
| 特別障がい者者手当     |                                                   |                         |
| 障がい者福祉手当      |                                                   |                         |
| 経過的福祉手当       |                                                   |                         |
| 特別児童扶養手当      |                                                   |                         |

### ■必要書類

対象の方には郵送で通知します。ご確認のうえ、必要書類をお持ちください。  
※書類の提出がない場合は、8月分(翌年7月分)の手当を受給できなくなりますので、ご注意ください。

### ■問合わせ

◇児童扶養手当・遺児手当の件  
子育て支援課 ☎0658  
◇障がい者(児)手当の件  
地域福祉課 ☎0643

## 無料寝具乾燥クリーニングのお知らせ(第2回)

### ■対象者(年2回以内)

65歳以上の方で構成される世帯で自ら寝具の衛生管理を行うことが困難な方のうち、世帯全員が次のいずれかに該当する方  
◇要介護認定1以上の方  
◇身体障がい者手帳1級または2級所持者のうち肢体不自由の方

### ■実施日

◇申込締切 8月20日(木)  
◇回収日 9月10日(木)  
◇配送日 9月17日(木)  
■利用できる枚数  
◇掛け布団、敷き布団 各1枚、  
◇毛布 2枚  
■申込み・問合わせ

高齢介護課へ申請書を提出してください。代行申請や郵送での申請も受け付けます(要押印)。  
※電話での申請はできません。  
※申請書は高齢介護課にあります。  
☎0644

## 避難行動要支援者名簿制度を始めます

災害対策基本法の改正により、高齢の方や障がいのある方などで、災害時の自力避難が特に難しいと思われる方の名簿を作成し、平常時から自治区などの関係機関と情報を共有することが義務付けられました。

これにより、災害時の避難支援や安否確認など、災害に対して地域で支えあう体制の強化を目指します。

### ■対象

①要介護認定3～5の方(特別養護老人ホームに入所し、住所をその施設に移している方を除く)  
②身体障がい者手帳1・2級を所持している方  
③聴覚障がい・肢体不自由・体幹機能障がいの方  
④療育手帳A判定を所持している方  
⑤精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方  
⑥右記の①～④以外の方で、本人からの申請により市が状況を確認し、支援が特に必要であると認められた方

### 登録対象となる方へ

対象の①～④に該当する方には、平常時から関係機関へ名簿情報を提供するための確認書を送ります。  
**地域支援者の方へ**  
避難行動要支援者名簿は災害時要支援者名簿を改正したものです。改

正に伴い「地域支援者」の仕組みはなくなりませんが、高齢の方、障がいのある方への見守りや声掛けなど、引き続き、地域での防災・減災活動にご協力をお願いします。

### ■問合わせ

地域福祉課 ☎0641

## 民間金融機関が一斉防災訓練を実施します

市内の全ての民間金融機関(郵便局を除く)で、9月1日(火)10時30分から5分間程度、店舗の主要シャッターの一部を閉鎖するなどの「一斉防災訓練」を実施します。訓練の目的は、「東海地震警戒宣言発令時には窓口業務が停止され、一部の店舗内ATM以外は稼働しない」ことを広く知っていただくためです。

訓練実施時には、別の出入口が確保され、ATMを含め業務は平常どおり実施されます。また、店舗によっては、シャッターを閉鎖しない、あるいは半分のみ閉鎖される場合もあります。

なお、東海地震警戒宣言発生時の具体的な対応については、お取引のある金融機関にお尋ねください。

### ■問合わせ

防災交通課 ☎0626